

令和7年度介護人材確保のための中学生向け冊子作成事業公募実施要領

令和7年度介護人材確保のための中学生向け冊子作成事業の内容及び当該業務に係る公募型プロポーザルの応募要件、手続き、審査等について、以下のとおり定める。

1 委託業務の概要

(1) 業務の名称

令和7年度介護人材確保のための中学生向け冊子作成事業

(2) 業務の目的

介護現場の人材不足が深刻化する中で、将来の介護人材の確保を目的として、本事業では、これから進路選択に直面する中学2年生を対象に、進路選択、職業選択の選択肢の一つとして介護を検討してもらえるよう、介護の魅力や進路情報等をマンガ形式でわかりやすくまとめた冊子を作成し、県内の中学2年生全員に配布する。

(3) 内容

中学生向けの介護職の魅力を発信する冊子を作成し、県内中学校へ配付する。

(詳細は、別添「令和7年度介護人材確保のための中学生向け冊子作成事業基本仕様書」のとおり)

(4) 提案上限額

①金額

1,397,000円(うち消費税及び地方消費税127,000円)

②対象経費

事業従事者の人件費、旅費、印刷経費、取材経費、デザイン料、通信費、配送料、消耗品費等

(5) 委託契約の方法

ア 契約方法 随意契約

イ 契約の相手方の選定

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して優秀な提案者を1者選定し、随意契約の相手方の候補とする手続き(以下「プロポーザル」という。)による。

ウ 契約の根拠

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号

2 応募に関する事項

(1) 応募資格

次に掲げるすべての要件を満たす者であること。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ② 山形県税(山形県税に附帯する税外収入を含む。)又は消費税を滞納していないこと。
- ③ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること(加入する義務がない場合を除く。)
- ④ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱(平成15年4月1日施行)に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定

に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。

⑥ 以下のいずれにも該当しないこと。

ア 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有するものを含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められること。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められること。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められること。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(2) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 公募実施要領に定めた資格・要件が備わっていない場合
- ② 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど、企画提案書が公募実施要領等で示した要件に適合しない場合
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ⑤ 提案の内容が提案上限額を上回る場合
- ⑥ 守秘義務、個人情報保護の方針が定められていない場合
- ⑦ 経費の積算に妥当性がない場合
- ⑧ その他、選定委員会において不適切と認められた場合

3 提出書類及び提出方法等

(1) 提出書類等

提出書類	提出部数
① 参加申込書（様式第1号）	1部
② 事業者概要書（様式第2号）	1部
③ 企画提案書 ・1業者につき1提案に限る。 ・仕様書及び別紙「企画提案書の作成について」を踏まえて作成すること	4部
④ 事業の実施体制に関する計画等（様式第3号）	4部
⑤ 経費見積書（様式第4号）	4部
⑥ 守秘義務、個人情報保護の方針及び周知方法が分かるもの	4部
⑦ 暴力団排除に関する宣誓書（様式第6号）	1部

(2) 提出期限

令和7年7月2日（水）午後5時まで

(3) 提出方法

「7 提出・問合せ先」まで、持参又は郵送により提出（A4版で4部）すること
持参する場合は、土日を除く午前9時から午後5時（正午から午後1時までの間を除く。）までに提出先に持参すること。

4 審査及び結果の通知

(1) 審査方法

山形県健康福祉部高齢者支援課が設置する選定審査会において、申請のあった企画提案について、別紙評価基準に基づき審査を行い、最も優れた事業者（以下「受託候補者」という。）を選定する。

(2) 提案者が1者のみ又は無い場合の取扱い

提案者が1者のみである場合でも、審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると評価できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

提案者が無い場合には、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

(3) 結果の通知

令和7年7月上旬を目途に、提案者全員にその結果を通知する。

5 企画提案作成等に関する質問・問い合わせについて

(1) 企画提案に関する一切の質問等は、電子メールにより、質問内容を記載した質問票（様式第5号）を、件名を「令和7年度介護人材確保のための中学生向け冊子作成事業への問合せ」として、「7 提出・問合せ先」あてに送信すること。なお、送信後には、電話で受信確認を行うこと。

(2) 質問書の受付期限

令和7年6月18日（水）午後5時までとする。

(3) 質問への回答

質問への回答は、県ホームページにより行う。

ただし、各提案者の独自企画に関することについては、当該質問をした提案者のみに回答する。

6 その他

(1) 提出された申請書等は、委託先の選定にのみ使用する。

(2) 申請に係る費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された申請書等は返却しない。

(4) 提出された申請書等は、審査に必要な範囲で複製する。

7 提出・問い合わせ先

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

山形県健康福祉部高齢者支援課 介護人材育成担当

電 話 023-630-2189 (直通) F A X 023-630-3321

Email ykorei#pref.yamagata.jp

※上記「#」の部分を「@」に変えた上で送信してください。